

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民環境部 文化振興課	
許 認 可 等 名	徳島ガラススタジオの利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島ガラススタジオ条例	
根 拠 条 項	第10条	
連 絡 先	公益財団法人徳島市文化振興公社(電話 669-1195)	
審 査 基 準	基 準	<p>付属設備の利用料金を減免できる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 徳島市(文化振興課が主催又は委託する事業に限る)が使用する とき。</p> <p>(2) 指定管理者が施設の設置目的に合致した事業に使用する とき。</p> <p>(3) 指定管理者が特に必要があると認め、市長の承認を得た とき。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しない ものについてはその理由)	総日数 7日(休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)